埼玉県保健師チーム設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法第2条に規定する災害が発生し、厚生労働省の応援調整(被災都道府県からの応援要請に基づく応援派遣の調整)により、被災都道府県等の保健所機能を応援するため編成し出動させる埼玉県保健師チーム(以下「保健師チーム」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(編成及び応援派遣の期間)

- 第2条 保健師チームの編成は次のとおりとする。
 - (1)保健師チームは、「埼玉県保健師支援チーム登録者名簿」(以下「登録者名簿」という。)の中から保健医療部長が人員を編成し応援派遣の決定を行う。
 - (2)登録者名簿は、知事部局職員の中から自発的に申出のあった職員を対象として作成する。
 - (3) 1班当たりの構成は、原則として保健師2名、業務調整員(一般行政職) 1名の 3名とする。なお、業務調整員は保健師以外の保健医療専門職員が務めることを妨 げない。

また、災害の規模及び被災都道府県の要請等により、構成する人員を変更することができるものとする。

(4) 1班当たりの応援派遣の期間は、原則として1週間(移動日含む)とする。

(活動内容)

第3条 保健師チームは、応援要請があった被災都道府県の保健医療調整本部及び被災 都道府県等の保健所に出動し、公衆衛生等の観点から避難者の生活支援を行う。

(指揮監督)

第4条 保健師チームが応援派遣先で活動を行うにあたっては、応援派遣先の保健医療 調整本部長及び保健所長、市町村長の指揮監督を受けるものとする。

(研修・訓練)

第5条 保健師チームの構成員の人材育成及び資質の維持向上を図るため、継続的な研修・訓練を実施するとともに、研修・訓練を通じて洗い出された課題等についての検証・見直しを行うものとする。

(事務局)

- 第6条 保健師チームによる応援派遣に関する事務局は、保健医療政策課に置き、次の 業務を行う。
 - (1)登録者名簿作成、班編成及び応援に関すること
 - (2) 厚生労働省健康局、応援派遣先都道府県等との連絡調整に関すること
 - (3) 応援派遣先都道府県への移動手段及び宿泊場所の確保に関すること
 - (4) 資材・機材の確保に関すること
 - (5) 研修・訓練に関すること
 - (6) その他、保健師チームの活動に関すること

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は平成31年3月5日から施行する。